

期日の概要

1 裁判官が替わります。

新しい裁判官がどのようなことを話すのか、注目されます。

2 書面の提出

今回の審尋期日まで、概ね以下の書類を提出しました。

- ・松山別訴での裁判資料一式
- ・準備書面（1） 司法審査の判断枠組み
- ・準備書面（2） 使用済み核燃料ないし使用済み核燃料プールの危険性
- ・準備書面（3） 原発事故がもたらす被害の甚大さ、深刻さ
- ・準備書面（4） 地すべり、液状化の危険性
- ・準備書面（5） 基準地震動の過小評価
- ・準備書面（6） テロ対策の不備
- ・準備書面（7） 重要度分類・耐震重要度分類の不合理性
- ・準備書面（8） 法改正と新規制基準及び適合性審査の総論的問題点
- ・準備書面（9） シビアアクシデント対策の不備
- ・準備書面（10） 制御棒挿入に失敗するおそれ
- ・準備書面（11） 火山
- ・準備書面（12） 広島市での被害想定
- ・準備書面（13） 基準津波の過小評価

証拠 甲D1号証～D229号証

3 提出した書面の趣旨

上記書面では、福島第1原発事故の経験を踏まえて改正された法の趣旨を踏まえつつ、四国電力が万が一の地震、津波、火山などに耐えられるような備えをしていないこと、このまま伊方原発が稼働すれば広島市も人が住めない地域になり得ることを主張しました。

事案の内容は複雑で重厚なところもありますが、裁判官には、福島原発事故による被害の甚大さや、日本の原子力規制は世界水準に到達しているとは到底言えないことをきちんと理解してもらえるかが今後のポイントになります。